

令和8年6月15日

令和8年度第1回
岐阜県国民健康保険運営協議会

資料1

岐阜県国民健康保険運営方針

(第3期 令和6年度～令和11年度)

中間見直しの考え方

岐阜県健康福祉部国民健康保険課

1 中間見直しの考え方（案）

第3期運営方針について、次の考え方で中間見直しを行う。

- （1）国が令和8年6月に改定する都道府県国民健康保険運営方針策定要領を参酌して反映する。
- （2）国民健康保険の運営状況及び取組の実施状況等を踏まえた時点修正等。
- （3）子ども・子育て支援納付金に関する事項の追記。
- （4）完全統一の目標年度を定める。
- （5）その他必要な見直し。

運営方針（章ごと）の中間見直しイメージ（案）

国保運営方針の構成		論 点 等
はじめに		
第 1 章	国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	○赤字解消・削減（R 8. 6 要領で追加） ・赤字の解消はR17年度までに完了することを追記 ○財政安定化基金（R 8. 6 要領で追加） ・納付金抑制目的で本体基金分の取り崩しが認められることへの対応を追記
第 2 章	市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化	○子ども・子育て支援納付金（R 8. 1 要領で追加） ・子ども・子育て支援納付金の算定方法に関する事項の追記 ○保険料水準の統一（R 8. 1 要領、R 8. 6 要領で追加） ・完全統一の目標年度を設定（目標R15、遅くともR17） ・後期高齢者支援金分及び介護納付金分の統一についても追記を検討
第 3 章	市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施	○保険料の収納対策（R 8. 6 要領で追加） ・短期被保険者証や外国人被保険者に対する制度理解促進を追記
第 4 章	市町村における保険給付の適正な実施	
第 5 章	医療費の適正化の取組	○医療費適正化に向けた取組（R 8. 6 要領で追加） ・国保連との連携や、健康づくり施策の方向性の提示、保健事業の成果等を収集・分析・評価し共有する支援について追記
第 6 章	市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	○市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進（R 8. 6 要領で追加） ・取組の推進役としての県の役割を追記 ・連携会議等の場を活用し、国保連への委託による市町村事務の共同実施を検討 ・標準準拠システムへの移行を遅くともR12までに移行
第 7 章	保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	
第 8 章	施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整	

参考：都道府県国民健康保険運営方針策定要領の主な改正点

項 目	改定内容	対象要領
赤字解消・削減	保険料水準の統一の目標年度を踏まえ、 <u>遅くとも令和17年度までに赤字を解消できる</u> よう、都道府県が、令和18年度以降を解消予定年次としている市町村に対し、 <u>目標年次の前倒しについて助言等を行うこと、都道府県全体としての解消目標予定年度も、保険料水準の統一を念頭に見直しを検討すること</u> を追記。	R8. 6改定版
財政安定化基金	本体基金分について、令和9年度以降、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に取り崩し可能となることを追記。	R8. 6改定版
子ども・子育て支援納付金の算定	子ども・子育て納付金の算定方法について追記	R8. 1改定版
保険料水準の統一	次期国保運営方針の中間年度（R15）までに完全統一への移行を目指し、遅くともR17年度までの移行を目標とする	R8. 1改定版
	（追加予定）	R8. 6改定版
保険料の収納対策	<u>短期被保険者証が廃止となったこと、外国人被保険者に対しては制度理解促進も重要</u> であること等に留意することを追記。	R8. 6改定版
医療費の適正化に向けた取組	都道府県は、市町村がデータヘルス計画を通じて効果的かつ効率的な保健事業を実施できるよう、 <u>国保連等と連携して支援する必要があること、県内市町村の健康課題の分析結果や共通の評価指標を含む健康づくり施策の方向性を示すとともに、保健事業の成果等について知見を収集・分析・評価し、県内市町村と共有する等の支援が重要</u> であることを追記。	R8. 6改定版
市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進	<u>市町村における人手不足が深刻化していくことを踏まえ、都道府県が、市町村支援の重要性を認識した上で、取組の推進役となることを追記。</u> <u>国保連への委託による市町村事務の共同実施が有効な方策の一つとなり、これを進めるために、都道府県と市町村、国保連が、定期的に意見交換できる場を設置し検討を進めることが考えられることを追記。</u>	R8. 6改定版

2 中間見直しの進め方

- 岐阜県国民健康保険運営協議会へ諮問
- 運営協議会での意見を踏まえて、岐阜県国民健康保険連携会議（全体会議及び作業部会）において検討、調整
- 市町村の意見を参考に改定案を作成。
その案に対して審議のうえ答申をいただく。

3 中間見直しのスケジュール

- 次頁のとおり

国保運営方針の中間見直しスケジュール（案）

時期	連携会議	運営協議会	運営方針の策定
5月27日	■第1回国保連携会議		
6月15日 下旬	○第1回合同部会 ★第1回作業部会	第1回国民健康保険運営協議会 【諮問】	
7月上旬 下旬	■第2回国保連携会議 ○第2回合同部会 ★第2回作業部会		
8月中旬	■第3回国保連携会議	※ 適宜意見照会 (首長レベル協議)	改定案の検討
9月上旬 9月下旬	○第3回合同部会 ★第3回作業部会 ■第4回国保連携会議		
10月9日		第2回国民健康保険運営協議会 【審議】	改定案
11月中旬	○第4回合同部会 ★第4回作業部会		
12月上旬	■第5回国保連携会議		
1月中旬	○第5回合同部会 ★第5回作業部会		◎全市町村への 法定意見聴取
2月上旬	■第6回国保連携会議		
3月上旬 下旬		第3回国民健康保険運営協議会 【答申】	運営方針 決定・公表

※連携会議での連携会議での検討の進捗を踏まえ、10月頃までの間に、適宜、全市町村への意見照会による首長レベル検討（法定意見聴取とは別）を実施予定